

## 国道43号において看板、横断幕、路面標示の設置を9月末に完了



路側看板  
12箇所



中央側看板  
18箇所



道路情報板  
7箇所



横断幕  
39箇所



路面標示  
24箇所

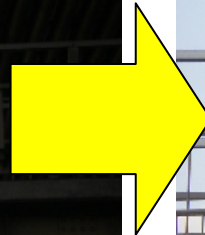
# 横断幕の視認性の改善

- ・横断幕は、風の影響を軽減するためメッシュタイプを採用
- ・背景が明るい場合に見えにくくなっていた横断幕を二重にし、視認性を改善

(10月～)

対策前

対策後



# 横断幕の視認性の改善

- ・横断幕は、風の影響を軽減するためメッシュタイプを採用
- ・背景が明るい場合に見えにくくなっていた横断幕を二重にし、視認性を改善

(10月～)

対策前

対策後



# 横断幕の設置

- 横断歩道橋の交差道路側など、設置可能な場所に横断幕を設置(追加)
- 横断幕の大きさ、内容は、設置場所に応じて決定

《交差道路側から見た追加横断幕設置イメージ》



# 大気情報の提供

- ・43号の大気観測局\*1のNO<sub>2</sub>(二酸化窒素)1時間値をインターネットで閲覧可能に
- ・高濃度\*2時には、現地道路情報板で湾岸線への迂回を協力要請

\*1 東本町局(尼崎市)、市岡元町局(大阪市港区)

\*2 高濃度:1時間平均値が50~60ppb以上

11月14日より運用開始

情報提供サイト <http://r43taikirealtime.jp>  
(PC/携帯)



## ○活用イメージ

事前に43号沿道の大気状況を確認  
→高濃度の場合、可能なら湾岸線ルートを選択

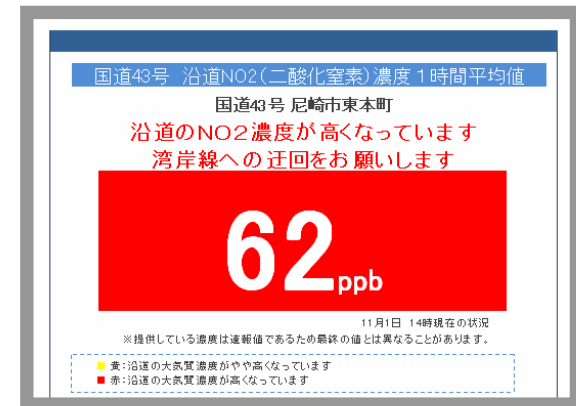
出発前に  
会社で確認



配車担当者

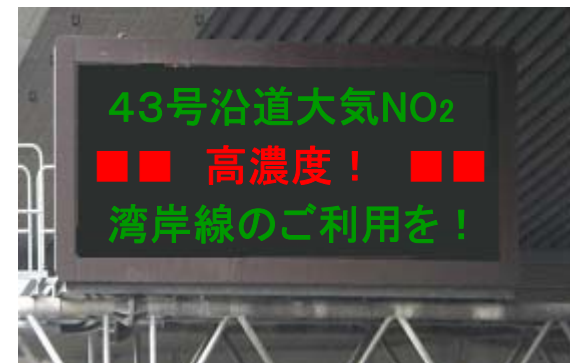
今日は、NO<sub>2</sub>濃度が高くなっている  
ので、湾岸線ルートで行って  
もらおう。

ホームページ画面



高濃度時

道路情報板



# 道路情報板の位置

- ・7箇所の道路情報板に大気情報、湾岸線への迂回の協力



# パンフレットの配布

## 全国の事業者にも新パンフレットを配付

### 裏面

**「国道43号通行ルール」を実践して頂くための取り組み**

**阪神高速5号湾岸線に迂回していただくための案内**

■沿道大気情報の提供  
 国道43号沿道の尼崎市東本町と大阪市港区市岡元町での大気濃度（二酸化窒素NO<sub>2</sub>）について、情報提供しております。

国道43号沿道の大気情報を事前に確認  
 →高濃度の場合可能な範囲で湾岸線へ  
<http://r43taikirealtime.jp>

今日は、NO<sub>2</sub>濃度が高くなっているの  
 で、湾岸線ルートで  
 行ってらおう！

今日は、  
 湾岸線を利用しよう！

携帯電話は  
 こちらから

ホームページ画面

国道43号 沿道NO<sub>2</sub>(二酸化窒素)濃度  
 国道43号 尼崎市東本町  
 11月1日 14時現在の状況

沿道のNO<sub>2</sub>濃度が高くなっています  
 湾岸線への迂回をお願いします

**62ppb**

高濃度時には国道43号の道路情報板に湾岸線の利用を案内（イメージ）

※車線規制工事時などを除く

■横断幕  
 環境ロードプライシングの案内  
 湾岸線利用の案内

**大型車に中央寄り車線を通行していただくための案内**

路側看板  
 路面標示  
 看板(中央寄り車線上)  
 横断幕

**環境にやさしい運転をしていただくための案内**

道路情報板

歩道寄り車線は  
 <環境レーン>  
 大型車は中央寄りへ

ドライバーの皆さまひとり一人の取り組みが、国道43号周辺の大気環境改善につながっていきます。  
 「国道43号通行ルール」にご理解とご協力をお願いいたします。

本パンフレットに関するお問い合わせ  
 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 計画調整課 06-6942-1141(代)  
 国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 078-334-1600(代)  
 2012.11

### 表面

**大型車は中央寄り車線の通行をお願いします**

環境  
 43  
 レーン

**「国道43号通行ルール(兵庫県)」にご協力をお願いします**

歩道寄りの車線は、沿道環境に配慮する車線【環境レーン】です。

対象車種 **大型車**

対象区間 **国道43号兵庫県(尼崎市～神戸市灘区岩屋交差点)**

国道43号の尼崎市域では未だ他市域に比べ大気濃度(NO<sub>2</sub>)が高くなっており、更なる取り組みが必要です。沿道環境を改善するための「国道43号通行ルール(兵庫県)」に、ぜひみなさまのご理解、ご協力をお願いします。

国土交通省、兵庫県、兵庫県警、阪神高速道路(株)

# パンフレットの配布

## 中面

### 国道43号通行ルール(兵庫県域)

#### 法・条例による規制を守りましょう

大型貨物自動車等は、第3通行帯を通行してはいけません。

夜間通行帯規制 22時～翌6時

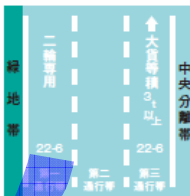
※大型貨物自動車等とは、大型貨物自動車・大型特殊自動車・最大積載量3t以上の普通貨物自動車

現地では、下記の規制標識・規制標示により実施しています。

#### 規制標識(歩道橋に添架)



#### 規制標示(路面に標示)

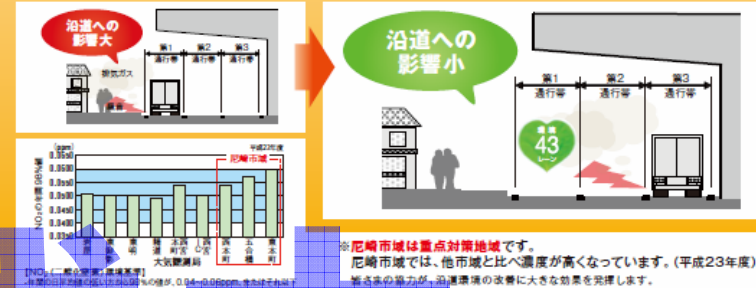


#### 沿道環境に配慮した走行をお願いします

大型車は中央寄り車線の通行を!

昼間 6～22時

車両が中央寄りの通行帯に移動した場合、距離減衰により騒音・大気汚染濃度が低減されます。大型車は沿道環境の改善のために中央寄りの車線の通行をお願いします。



規制対象となる自動車は、国道43号を含む規制対象地域内を運行できません。

ディーゼル自動車等運行規制(兵庫県条例)

詳しくは、兵庫県HP ([http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/keikaku/diesel/diesel\\_index.htm](http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/keikaku/diesel/diesel_index.htm)) をご覧ください。



#### 阪神高速5号湾岸線のご利用を!

国道43号の尼崎市域などでは、湿気により旅行速度が20km/h以下に低下する時間帯があります。国道43号の排出ガスの量を少なくするため、阪神高速5号湾岸線のご利用をお願いします。



#### ふんわりアクセルでゆっくり発進

NOxなどの排出ガスは加速するときによく排出されます。普段よりほんの少しゆっくり発進(ふんわりアクセル)するだけで、排出ガスを抑えたり燃料の消費も節約できます。



加速時に排出量が多い!

※資料「岡地における大気汚染改善事業にかかる機動報告書(417)」(神奈川県)を基に作成

黒煙を多量に発散する整備不良車※1、不正軽油使用車※2、過積載※3、許可のない特殊車両※4は公道を通行することはできません。

- 上記の車は、次の法令等により公道を通行できません
- ※1 道路運送車両の保安基準 第31条 (パイプ、器具のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)
  - ※2 道路運送車両の保安基準 第1条 2 (燃料の規格)
  - ※3 道路交通法 第57条 (乗車又は積載の制限等)
  - ※4 車両制限令 第12条 (特殊な車両の特例)